

目 次

議案第25号	令和6年度角田市一般会計予算	1
議案第26号	令和6年度角田市国民健康保険事業特別会計予算	11
議案第27号	令和6年度角田市後期高齢者医療特別会計予算	15
議案第28号	令和6年度角田市介護保険特別会計予算	17
議案第29号	令和6年度角田市産業用地造成事業特別会計予算	21
議案第30号	令和6年度角田市東根財産区特別会計予算	23
議案第31号	令和6年度角田市水道事業会計予算	25
議案第32号	令和6年度角田市下水道事業会計予算	29

令和6年度各種会計歳入歳出予算総括

会計区分		本年度	前年度	比較
一般会計		15,354,000 ^{千円}	13,497,000 ^{千円}	1,857,000 ^{千円}
特別会計	国民健康保険事業	3,482,208	3,500,077	△ 17,869
	後期高齢者医療	445,934	404,117	41,817
	介護保険	3,277,035	3,219,004	58,031
	産業用地造成事業	581	58,270	△ 57,689
	東根財産区	505	495	10
	計	7,206,263	7,181,963	24,300
企業会計	水道事業	1,406,391	1,521,385	△ 114,994
	下水道事業	2,261,223	2,140,121	121,102
	計	3,667,614	3,661,506	6,108
合計		26,227,877	24,340,469	1,887,408

令和6年度角田市一般会計予算

令和6年度角田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,354,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(特別職に係る報酬を除く。)、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月16日 提出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		3,649,019
	1 市民税	1,308,746
	2 固定資産税	1,807,354
	3 軽自動車税	124,912
	4 市たばこ税	230,741
	5 入湯税	3,000
	6 都市計画税	174,266
2 地方譲与税		188,425
	1 地方揮発油譲与税	42,000
	2 自動車重量譲与税	130,000
	3 地方道路譲与税	10
	4 森林環境譲与税	16,415
3 利子割交付金		1,000
	1 利子割交付金	1,000
4 配当割交付金		10,000
	1 配当割交付金	10,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6 法人事業税交付金		70,000
	1 法人事業税交付金	70,000
7 地方消費税交付金		700,000
	1 地方消費税交付金	700,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,500
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		13,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	13,000
11 地方特例交付金		20,000
	1 地方特例交付金	20,000
12 地方交付税		3,909,338
	1 地方交付税	3,909,338
13 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
14 分担金及び負担金		17,076
	1 分 担 金	2,326

(単位：千円)

款	項	金額
	2 負担金	14,750
15 使用料及び手数料		97,588
	1 使用料	83,758
	2 手数料	13,830
16 国庫支出金		1,620,641
	1 国庫負担金	1,048,557
	2 国庫補助金	566,552
	3 委託金	5,532
17 県支出金		896,567
	1 県負担金	526,419
	2 県補助金	307,267
	3 委託金	62,881
18 財産収入		13,401
	1 財産運用収入	12,891
	2 財産売払収入	510
19 寄附金		1,008,975
	1 寄附金	1,008,975
20 繰入金		1,979,162
	1 基金繰入金	1,979,162
21 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
22 諸収入		251,808
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	10
	3 貸付金元利収入	152,144
	4 受託事業収入	11,572
	5 雑入	83,082
23 市債		823,500
	1 市債	823,500
歳入合計		15,354,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		160,325
	1 議会費	160,325
2 総務費		3,236,809
	1 総務管理費	2,825,885
	2 徴税費	208,533
	3 戸籍住民基本台帳費	130,766
	4 選挙費	38,689
	5 統計調査費	11,820
	6 監査委員費	21,116
3 民生費		4,467,617
	1 社会福祉費	2,481,696
	2 国民年金費	10,701
	3 児童福祉費	1,780,706
	4 生活保護費	189,255
	5 災害救助費	5,259
4 衛生費		1,021,254
	1 保健衛生費	801,817
	2 清掃費	219,257
	3 上水道費	180
5 労働費		15,815
	1 労働諸費	15,815
6 農林業費		698,491
	1 農業費	653,959
	2 林業費	44,532
7 商工費		325,983
	1 商工費	325,983
8 土木費		1,976,053
	1 土木管理費	70,340
	2 道路橋りょう費	863,540
	3 河川費	113,121
	4 都市計画費	269,822
	5 下水道費	512,215
	6 住宅費	147,015
9 消防費		465,845
	1 消防費	465,845
10 教育費		1,374,185
	1 教育総務費	349,595

(単位：千円)

款	項	金額
	2 小学校費	179,249
	3 中学校費	75,545
	4 社会教育費	369,582
	5 保健体育費	400,214
11 災害復旧費		9,000
	1 農林業施設災害復旧費	6,000
	2 公共土木施設災害復旧費	3,000
12 公債費		1,572,613
	1 公債費	1,572,613
13 諸支出金		10
	1 普通財産取得費	10
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	15,354,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	千円 4,264
議 場 中 継 シ ス テ ム 機 器 借 上 料	令和6年度から 令和11年度まで	32,466
自 動 車 借 上 料	令和6年度から 令和11年度まで	3,109
自 動 車 借 上 料	令和6年度から 令和8年度まで	374
人 事 給 与 ・ 庶 務 事 務 シ ス テ ム 利 用 料	令和6年度から 令和12年度まで	221,628
文 書 管 理 シ ス テ ム 利 用 料	令和6年度から 令和12年度まで	40,766
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム保守委託料	令和6年度から 令和11年度まで	18,940
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム借上料	令和6年度から 令和11年度まで	15,395
公 共 工 事 積 算 シ ス テ ム 借 上 料	令和6年度から 令和11年度まで	9,274
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	27,546
統 合 型 地 図 情 報 シ ス テ ム 利 用 料 (航 空 写 真 オ ル ソ 画 像)	令和6年度から 令和8年度まで	5,544
固 定 資 産 (土 地) 評 価 及 び 地 番 図 等 異 動 修 正 業 務 委 託 料	令和6年度から 令和8年度まで	17,160
登 記 地 図 管 理 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和6年度から 令和11年度まで	1,445
登 記 地 図 管 理 シ ス テ ム 借 上 料	令和6年度から 令和11年度まで	4,491
障 害 者 台 帳 ・ 障 害 者 サ ー ビ ス 管 理 シ ス テ ム 借 上 料	令和6年度から 令和9年度まで	1,782
道 路 維 持 管 理 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	34,500
気 象 観 測 シ ス テ ム 利 用 料	令和6年度から 令和8年度まで	1,466

事 項	期 間	限 度 額
河川水位検知システム利用料	令和6年度から 令和8年度まで	千円 166
教育用コンピュータ借上料	令和6年度から 令和9年度まで	19,868
農業生産組織等経営資金利子補給	令和6年度から 令和8年度まで	66
小規模事業者経営改善資金利子助成	令和6年度から 令和12年度まで	1,266
奨学金貸付金	令和6年度から 令和11年度まで	16,680
中小企業振興資金融資損失補償	令和6年度から 令和19年度まで	15,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公用自動車購入事業費	千円 5,800	証書借入又は証券発行	% 40以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は市財政の都合により、償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金	128,800	同 上	同 上	同 上
総合保健福祉センター施設整備事業費	18,000	同 上	同 上	同 上
障害者就労支援施設整備事業費	7,100	同 上	同 上	同 上
農業農村整備事業負担金	44,700	同 上	同 上	同 上
農業用排水路等整備事業費	76,800	同 上	同 上	同 上
観光用施設整備事業費	30,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	230,900	同 上	同 上	同 上
橋りょう整備事業費	36,400	同 上	同 上	同 上
河川浚渫事業費	94,900	同 上	同 上	同 上
河川管理施設整備事業費	6,000	同 上	同 上	同 上
街路整備事業費	10,100	同 上	同 上	同 上
公園施設整備事業費	10,200	同 上	同 上	同 上
中央公園施設整備事業費	9,900	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業費	43,600	同 上	同 上	同 上
防火水槽建設事業費	1,700	同 上	同 上	同 上
小型動力ポンプ付積載車等購入費	3,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業費	千円 9,500	証書借入又は 証券発行	% 4.0以内(ただし、 利率見直し方式 で借り入れる資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	起債年度から据置期間を含めて 30年以内に元利均等その他の方法 により償還する。ただし、融通条件 又は市財政の都合により、償還年限 を短縮し、若しくは繰上償還又は低 利に借り換えることができる。
自治センター 施設整備事業費	24,600	同上	同上	同上
臨時財政対策債	30,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	1,500	同上	無利子	起債年度から据置期間を含めて 14年以内に償還する。ただし、借 入先の融通条件があるときは、これ に従うものとする。

令和6年度角田市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度角田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,482,208千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		561,603
	1 国民健康保険税	561,603
2 使用料及び手数料		300
	1 手 数 料	300
3 県支出金		2,605,426
	1 県補助金	2,605,426
4 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
5 繰入金		309,969
	1 他会計繰入金	258,424
	2 基金繰入金	51,545
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		4,860
	1 延滞金、加算金及び過料	1,650
	2 雑 入	3,210
歳 入 合 計		3,482,208

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		23,193
	1 総務管理費	13,304
	2 徴 税 費	9,617
	3 運営協議会費	272
2 保険給付費		2,579,535
	1 療養諸費	2,219,800
	2 高額療養費	350,500
	3 移 送 費	50
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬 祭 費	3,000
	6 傷病手当金	182
3 国民健康保険事業費納付金		826,675
	1 医療給付費分	568,664
	2 後期高齢者支援金等分	203,076
	3 介護納付金分	54,935
4 保健事業費		38,135
	1 保健事業費	4,345
	2 特定健康診査等事業費	33,790
5 基金積立金		40
	1 基金積立金	40
6 諸支出金		4,630
	1 償還金及び還付加算金	4,630
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,482,208

令和6年度角田市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度角田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ445,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		323,030
	1 後期高齢者医療保険料	323,030
2 使用料及び手数料		20
	1 手 数 料	20
3 繰 入 金		112,986
	1 他会計繰入金	112,986
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		9,888
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 受託事業収入	8,238
	3 償還金及び還付加算金	1,630
	4 雑 入	10
歳 入	合 計	445,934

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,938
	1 総務管理費	5,687
	2 徴 収 費	4,251
2 後期高齢者医療広域連合納付金		424,810
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	424,810
3 保健事業費		8,556
	1 健康診査事業費	8,556
4 諸支出金		1,630
	1 償還金及び還付加算金	1,630
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	445,934

令和6年度角田市介護保険特別会計予算

令和6年度角田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,277,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		662,179
	1 介護保険料	662,179
2 使用料及び手数料		25
	1 手 数 料	25
3 国庫支出金		742,665
	1 国庫負担金	527,947
	2 国庫補助金	214,718
4 支払基金交付金		844,429
	1 支払基金交付金	844,429
5 県支出金		485,591
	1 県負担金	462,536
	2 県補助金	23,055
6 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
7 繰入金		535,193
	1 他会計繰入金	485,240
	2 基金繰入金	49,953
8 繰越金		10
	1 繰越金	10
9 諸収入		6,923
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 雑 入	6,913
歳 入	合 計	3,277,035

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		50,204
	1 総務管理費	11,254
	2 徴収費	3,899
	3 介護認定費	35,051
2 保険給付費		3,047,939
	1 介護サービス等諸費	2,837,366
	2 高額介護サービス等費	74,731
	3 高額医療合算介護サービス等費	8,821
	4 特定入所者介護サービス等費	127,021
3 地域支援事業費		156,832
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	78,640
	2 一般介護予防事業費	7,349
	3 包括的支援事業・任意事業費	70,479
	4 介護予防・生活支援サービス事業等諸費	364
4 基金積立金		20
	1 基金積立金	20
5 諸支出金		2,040
	1 償還金及び還付加算金	2,040
6 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	3,277,035

令和6年度角田市産業用地造成事業特別会計予算

令和6年度角田市の産業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ581千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		571
	1 他会計繰入金	571
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入 合 計		581

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		56
	1 総務管理費	56
2 公債費		225
	1 公債費	225
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		581

令和6年度角田市東根財産区特別会計予算

令和6年度角田市の東根財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ505千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		21
	1 財産運用収入	21
2 繰入金		474
	1 基金繰入金	474
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入 合 計		505

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会議費		223
	1 会議費	223
2 総務費		29
	1 総務管理費	29
3 財産費		223
	1 財産造成費	223
4 予備費		30
	1 予備費	30
歳 出 合 計		505

令和6年度角田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度角田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 11,500 戸 |
| (2) 給 水 人 口 | 26,000 人 |
| (3) 年間給水(配水)量 | 4,000,000 m ³ |
| (4) 一日平均給水量 | 10,960 m ³ |
| (5) 主な建設改良事業 | |

事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
水道施設整備事業	293,712千円	配水管布設替工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	973,609千円
第1項	営業収益	911,050千円
第2項	営業外収益	62,529千円
第3項	特別利益	30千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,052,926千円
第1項	営業費用	947,812千円
第2項	営業外費用	23,440千円
第3項	特別損失	71,674千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額326,845千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,704千円、減債積立金47,988千円及び過年度分損益勘定留保資金253,153千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	26,620千円
第1項	補助金	12,750千円
第2項	加入金	13,200千円
第3項	開発負担金	660千円
第4項	固定資産売却代金	10千円

支 出		
第1款	資本的支出	353,465千円
第1項	建設改良費	295,477千円
第2項	企業債償還金	47,988千円
第3項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
人事給与・庶務事務システム利用料	令和6年度から 令和12年度まで	千円 7,002
文書管理システム利用料	令和6年度から 令和12年度まで	1,293
公共工事積算システム借上料	令和6年度から 令和11年度まで	3,519
公営企業会計システム保守委託料	令和6年度から 令和11年度まで	4,300
公営企業会計システム借上料	令和6年度から 令和11年度まで	5,480

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(2) 交際費

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当の支給のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、180千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和6年2月16日 提出

角田市長 黒 須 貫

令和6年度角田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度角田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内人口 | 16,960 人 |
| (2) 年間総処理水量 | 1,571,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 4,300 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |

事業名	事業費	事業の概要
下水道施設整備事業	336,104千円	汚水管渠及び雨水幹線築造工事等
流域下水道建設費負担金	34,923千円	阿武隈川下流流域下水道幹線管渠改築及び処理場改築等工事に係る負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	1,103,172千円
第1項	営業収益	417,000千円
第2項	営業外収益	686,132千円
第3項	特別利益	40千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,067,236千円
第1項	営業費用	952,588千円
第2項	営業外費用	110,528千円
第3項	特別損失	120千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,928千円は過年度分損益勘定留保資金50,582千円及び当年度分損益勘定留保資金97,346千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	1,046,059千円
第1項	企業債	612,900千円
第2項	補助金	137,000千円
第3項	分担金及び負担金	3,090千円
第4項	他会計補助金	293,069千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,193,987千円
第1項	建設改良費	371,027千円
第2項	企業債償還金	822,960千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
人事給与・庶務事務システム利用料	令和6年度から 令和12年度まで	千円 4,670
文書管理システム利用料	令和6年度から 令和12年度まで	864
公共工事積算システム借上料	令和6年度から 令和11年度まで	3,201
公営企業会計システム保守委託料	令和6年度から 令和11年度まで	4,655
公営企業会計システム借上料	令和6年度から 令和11年度まで	5,480
水洗便所等改造資金利子補給	令和6年度から 令和10年度まで	54
水洗便所等改造資金融資損失補償	令和6年度から 令和11年度まで	173

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 153,900	証書借入又は 証券発行	% 4.0以内(ただし、 利率見直し方式 で借り入れる資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	起債年度から据置期間を含めて 40年以内に元利均等その他の方法 により償還する。ただし、融通条件 又は企業財政の都合により、償還年 限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	34,900	同上	同上	同上
資本費平準化債	424,100	同上	同上	同上

(一 時 借 入 金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議 会 の 議 決 を 経 な け ば 流 用 す る こ の と の で き な い 経 費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(他 会 計 か ら の 補 助 金)

第10条 下水道事業の事業安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、457,202千円である。

(た な 卸 資 産 購 入 限 度 額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、350千円と定める。

令和6年2月16日 提 出

角田市長 黒 須 貫

